

# 令和5年度事業計画

## 1 はじめに

本年4月1日、所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設を内容とする財産管理制度の見直し、共有者不明の共有物の利用の円滑化を内容とする共有制度の見直し、ライフラインの設備設置権等の規律の整備を内容とする相隣関係規定の見直し、長期間経過後の遺産分割の見直しを内容とする改正民法が施行された。

続いて、本年4月27日には、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度として創設された相続土地国庫帰属制度が施行された。

そして、来年の4月1日には、相続登記の申請義務化をはじめとする改正不動産登記法が施行される。

これらの法改正は、我々司法書士にとって極めて重要な分野であり、かつ、市民の関心も高い。各会員が改正法に十分に対応できるよう研修会の開催、情報提供を行っていききたい。また、これらの改正法に関する講演会を高知県内の各地域で開催することにより、市民への情報提供、「相続登記と言えば司法書士」という広報活動を行っていききたい。

高知県内の空き家に関する問題は、移住希望者が、借りたい、または、買いたい空き家があっても相続登記ができていないため実現せず、移住をあきらめるといった例が多いと聞く。これ以上相続登記が放置されている不動産を増加させないためにも、相続登記の義務化を追い風として、広報、相談会などを通じて相続登記の促進を行いたい。

コロナ禍では、一般研修の開催を中止せざるを得ない時期もあり、義務とされた研修単位の取得の機会が少ない状況があったが、本年5月8日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられた。上記の改正法への対応のため、また、研修単位取得の機会を増やすため、各種研修会、勉強会を多数開催したい。

コロナ禍の影響による多重債務、生活困窮の問題に関しては、高知県多重債務者対策協議会、高知県自殺対策連絡協議会等、各関係機関と連携し、問題解決に取り込んでいきたい。

## 2 各事業の具体的計画

### [企画部]

#### (1) 不動産登記に関する業務の推進

##### ①相続・遺言に関する講演会の実施

・県内の市町村及び地域包括支援センター並びに社会福祉協議会に対し、相続・遺言に関する無料講演会を実施する

##### ②不動産登記に関する勉強会の実施

#### (2) 商業登記に関する業務の推進

##### ①高知県事業承継ネットワークとの連携

##### ②商業・法人登記に関する勉強会の実施

#### (3) 裁判に関する業務の推進

##### ①裁判事務に関する勉強会の実施

- (4) 簡裁訴訟代理等関係業務の推進
  - ①簡裁訴訟代理等関係業務に関する勉強会の実施
- (5) 財産管理に関する業務の推進
  - ①相続財産管理人、不在者財産管理人、遺言執行者など各財産管理人の実務に関する勉強会の実施
- (6) 成年後見に関する業務の推進
  - ①社会福祉士会との連携による福祉分野の知識の習得
  - ②成年後見制度利用促進法への対応
    - ・各市町村における中核機関の設置への協力等を、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポートと連携して行う
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法への対応
  - ①行政や民間団体等で構成する高知県居住支援協議会の空き家対策部会への参加を中心とする、行政等への、空き家問題において司法書士が担うことができる役割の周知及び司法書士活用の働きかけ
- (8) 消費者問題に関する事業
  - ①県立消費生活センターの相談員に対する法律相談（いわゆるアドバイザー）及び相談員との事例検討会への会員の派遣
  - ②上記事例検討会の事例を題材とする勉強会の実施
  - ③高知県多重債務者対策協議会との連携
- (9) 法教育に関する事業
  - ①法教育の実施
    - ・専門学校、高校、聴覚障害者支援団体などへの会員の派遣
  - ②教材の改訂
    - ・法改正や社会情勢を踏まえた内容の見直し、追加
- (10) 自死問題、ギャンブル等依存症問題、高齢者虐待、労働問題、犯罪被害者支援などの社会問題対策
  - ①経済的困窮者に対する法律支援事業の実施
    - ・最低限度の生活保障の確保及び自立への助力を必要としている市民に支援を行った会員に対し、当会が実費等を支弁し、もって市民の生存権・幸福追求権の実現に資することを目的とする「経済的困窮者を支援する事業」の継続
  - ②簡裁訴訟代理等関係業務の受任推進事業の実施
    - ・経済的合理性の点で市民が法律専門家に依頼することを躊躇するような少額の事件につき、会員の報酬の一部を助成することで、会員の簡裁訴訟代理等関係業務の積極的な受任推進を図ることを目的とする「少額事件簡裁訴訟代理等関係業務推進助成事業」の実施
  - ③他団体が開催する社会問題に関する会議や研修会への出席

## [相談事業部]

- (1) 総合相談センター
  - ①総合相談センターの機能充実
    - ・高知会場、四万十会場、安芸会場、須崎会場での定例相談会の実施

- ・相続登記相談センターの運営
- ・相続登記相談会の実施、クレサラ相談会の実施
- ②各種相談事業の企画・実施
  - ・司法書士の日相談会（令和5年8月3日（木））
  - ・法の日記念相談会（令和5年9月30日（土））
  - ・相続登記相談会
  - ・司法過疎地域における相談事業
  - ・他士業との合同相談会
  - ・賃貸借相談会（令和5年4月16日（日））
  - ・市町村・法務局等への相談員の派遣
- ③県・市町村などの自治体、法テラス、社会福祉協議会、県立消費生活センターなどの関係機関との連携強化
- ④相談員の資質の向上
- ⑤民事法律扶助の利用促進
- (2) 調停センター
  - ①調停センターの運営

## [研修部]

- (1) 登記・裁判業務の拡充
  - 会員の執務の向上及び登記・裁判業務の拡充を図るべく研修を実施
    - ・執務の向上に関する研修の実施
    - ・不動産登記に関する研修の実施
    - ・相続に関する研修の実施
    - ・企業法務、商業登記の研修の実施
    - ・裁判に係る研修の実施
- (2) 会員一般研修会の企画及び実施並びに会場について
  - (日程) 第1回 令和5年7月8日（土） 高知会館
  - 第2回 令和5年11月11日（土） 高知会館
  - 第3回 令和6年2月10日（土） 高知会館
- (3) 任意研修会の企画
- (4) DVDや日司連研修総合ポータルサイト（eラーニング等）を活用した研修の推奨
- (5) Zoom や Teams を活用した研修
- (6) 年次制研修の運営
- (7) 配属研修の実施
- (8) 研修単位の管理
- (9) 支部研修への協力（支部を中心とした小規模の研修会）

## [広報部]

- (1) 制度広報

遺言書保管制度、新たな財産管理制度、相続土地国庫帰属制度、相続登記の義務化等の新しい制度に関して司法書士が頼れる身近な存在であること、司法書士が相続登記の専門家であることを市民に周知するため、以下の媒体により広報を行う。

- ①高知新聞朝刊（ペンシル、B S 下）
- ②TVスポットCM
- ③ラジオスポットCM
- ④常設相談会につき、各市町村広報誌等への掲載依頼
- ⑤ポスター、チラシを法務局、市役所に配布
- ⑥ホームページへの掲載

## （2）イベント広報

司法書士の日相談会、法の日相談会、相続登記相談会、賃貸借トラブル110番等のイベントを県民に広く周知し、気軽に利用してもらえよう、以下の媒体により広報を行う。

- ①高知新聞朝刊有料広告（TV解説欄中広告、ペンシル、B S 下、アドにゅーすけ）
- ②高知新聞朝刊無料広告（情報玉手箱、こみゅっと）
- ③各市町村広報誌等への掲載依頼
- ④プレスリリース配布
- ⑤ホームページへの掲載

## （3）ホッホーだより発行

・会員への情報提供、会員間の親睦を深めることを目的としてホッホーだよりを発行する。

## [総務部]

### （1）防災対策・危機管理体制の整備

・非常用備品の備え置き、避難訓練の実施等

### （2）他団体との連携・情報交換

- ①法務局
- ②裁判所
- ③弁護士会
- ④法テラス
- ⑤その他の関連団体

### （3）事務局体制の充実

・職員研修の実施  
・事務分担の確認と整理

### （4）定期健診の推進

### （5）支部活動の支援

### （6）レクリエーションの実施

・会員間、家族及び従業員との親睦を図るためのレクリエーションの実施

## [経理部]

### （1）予算の適正な執行・管理